

ガス焚き冷温水発生機更新工事仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、既設ガス焚き冷温水発生機を更新し、新規機器の据付・配管・電気工事・試運転調整を含む一連の工事に適用する。

2. 工事内容

- ・既設ガス焚き冷温水発生機及び関連機器の撤去・フロン回収・搬出・適正処分
- ・新設ガス焚き冷温水発生機及び関連機器の搬入・据付工事
- ・冷温水配管、冷却水配管、ガス配管、煙道、ドレン配管の改造・接続工事
- ・電源、制御信号線、遠方監視等の電気・計装工事
- ・ラッキング・保温工事、防振工事
- ・試運転調整、および取扱説明の実施
- ・その他更新工事に関わる工事

3. 新設機器仕様

新設する機器は、省エネ性能が評価され以下の仕様、またはそれと同等以上の性能を有するものとする。

- ・参考機器： パナソニック製 QBW-R240FG（または同等品）
- ・タイプ： ガス焚き冷温水発生機高効率タイプ
- ・定格冷房能力： 844 kW（240 USRT 相当）
- ・使用燃料： 都市ガス 13A
- ・冷却水流量： 参考型番標準仕様に準拠のこと
- ・冷温水流量： 参考型番標準仕様に準拠のこと
- ・主電源： 三相 200V 60Hz

【同等品の定義・要件】 同等品として申請する場合は、以下の条件をすべて満たすこと。

- ・冷房能力、暖房能力が参考機器と同等以上であること。
- ・定格時および期間エネルギー消費効率（COP）が参考機器と同等以上であること。
- ・機器寸法、製品質量、搬入経路、および基礎荷重が既設の設置スペースに収まり、補強工事を必要としない、または最小限で済むこと。
- ・既存の監視システム（中央監視等）との通信・信号連携に支障がないこと。

4. 施工及び注意事項

（１）補助金対応に関する義務

受注者は、本工事が令和 8 年度医療提供体制施設整備交付金（地球温暖化対策施設整備事業）に係る補助金事業であることを深く認識し、施工前・施工中・施工後の写真撮影（黒板に工事名、工種、寸法等を明記）を確実に実施し、発注者に提出すること。特に、既設機器の銘板、新設機器の銘板、フロン回収証明書、産業廃棄物管理票（マニフェスト A～E 票）は必須とする。

（２）安全管理及び環境保全

- ・施工にあたっては安全管理者を定め、第三者への危害および施設破壊の防止に万全を期すこと。
- ・フロン類の回収にあたっては、フロン排出抑制法に基づき適正に処理し、破壊証明書等の写しを速やかに提出すること。
- ・ガス工事は有資格者が行うこと。
- ・作業中はガス漏洩検査を実施すること。
- ・高所作業・重量物作業の安全管理を徹底すること。
- ・試運転調整完了後、検査に合格した時点で引渡しとする。
- ・火気（溶接・切断等）を使用する作業を行う場合は、可燃物の除去・防災養生、消火器の配置、監視員の配置、作業後の残火確認等、火災防止に必要な措置を確実に実施すること。

５．保証・保守

- ・保証期間：引渡し後 1 年以上
- ・故障時の対応：24～48 時間以内に初期対応
- ・年次点検（必要時、別途契約）

６．適用法令の遵守

- ・建築基準法
- ・消防法
- ・高圧ガス保安法
- ・電気事業法
- ・労働安全衛生法
- ・その他関連法令・条例